クマ等出没時対応ガイドライン

令和８年７月２７日

由利本荘市

目　次

〇はじめに …………………………………………… 2
〇ガイドラインの目的 ……………………………… 2
〇基本方針 ………………………………………… 2
〇クマ等の出没時対応マニュアル ………………… 4
初期対応（ステップ1） …………………………… 4
市街地などにクマ等の出没が複数確認される場合（ステップ2） ………… 4
市街地等にクマ等が留まっている場合（ステップ3） ………………… 5
〇クマ出没時における職員対応マニュアル ………… 7
基本原則：自身の安全確保を最優先とする ………… 7
クマに関する情報把握と職員間の共有 ……………… 7
クマを目撃したときの行動原則 ……………………… 7
クマに間近で遭遇したときの行動原則 ……………… 8
庁舎・施設敷地内での出没時対応 …………………… 8
市民からの通報を受けた場合の対応 ………………… 9
現場作業時の注意事項 ……………………………… 9
〇学校におけるクマ出没時対応マニュアル ………… 10
定義 ………………………………………………… 10
児童生徒の対策 ……………………………………… 10
学校、見守り、巡回する者の対策 …………………… 11
学区内に出没した場合（監視警戒レベル） ………… 11
学区内に出没した場合（緊急出動レベル） ………… 12
〇イベント等開催時の対応ガイドライン …………… 14
イベント開催可否の判断基準 ………………………… 14
現場における意思決定権限と担当者の保護 ………… 15
事前準備・予防措置 ………………………………… 15
開催当日の運用 ……………………………………… 19
クマを目撃・出没・遭遇した時の対応 ……………… 20
避難誘導の原則 ……………………………………… 20
避難誘導時の禁止事項：写真・動画撮影の厳禁 …… 20
事後対応 ……………………………………………… 20
市主催以外のイベント・スポーツ大会等への対応 … 21

〇はじめに

近年、ツキノワグマをはじめとする野生獣類（以下「クマ等」という）の出没は全国的に増加し、人的被害や生活圏への侵入事例が深刻化している。本市においても、森林と市街地・里地が近接している地理的特性から、クマ等との遭遇リスクが恒常的に存在しており、出没は季節的な現象ではなく、地域の安全管理上、通年で向き合うべき課題となっている。

こうした背景には、野生動物の生息域の変化、餌資源の変動、里地の利用形態の変化など複合的な要因があり、従来の経験則だけでは安全確保が困難になりつつある。また、学校・観光施設・商業地・住宅地など、人の活動範囲が多様化する中で、出没時の判断や対応が遅れれば重大な事故につながるおそれがある。

本市ではこれまで、関係部局・警察・秋田県・市鳥獣被害対策実施隊などが連携して個別の事案に対応してきたが、出没の頻度・範囲・行動特性の変化により、「誰が、いつ、どの情報を基に、どのように判断し、どのように行動するか」を明確化した統一的な基準の整備が不可欠となった。

さらに、現場では状況が刻々と変化し、職員・学校関係者・施設管理者が即時に判断を迫られる場面が増えている。判断のばらつきや情報の齟齬は、対応の遅れや危険の増大につながるため、初動対応、避難誘導、情報伝達、装備の使用、現場対策本部の運営などについて、迷わず行動できる実務的な基準を整備する必要がある。

本ガイドラインは、こうした現状と課題を踏まえ、関係機関が平時から緊急時まで切れ目なく連携し、市民の安全を確保するための基本指針として策定するものであり、各個別マニュアル等の共通原則を示し、全体として統一性のある対応体制を構築する。

本市は、市民の安全を最優先に、予防対策の推進、出没時の迅速かつ的確な対応、事後検証と改善を継続的に行い、地域全体の安全性向上と安心して暮らせる環境の確保に努める。

〇ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本市におけるクマ等の出没に対し、市民の生命・身体の安全を最優先として確保するため、関係機関が共通の判断基準に基づき、平時から緊急時まで切れ目なく連携して対応する体制を構築することを目的とする。

あわせて、現場で対応にあたる市職員・学校関係者・施設管理者等が、状況に応じて迅速かつ適切に行動できるよう、初動対応、避難誘導、情報伝達、現場統括責任者の判断権限等を明確化し、統一的な運用を図る。

〇基本方針

・人命最優先の原則

すべての判断は、市民の生命・身体の安全確保を最優先として行う。市民の安全確保にあたっては、対応に従事する職員、学校関係者、見守り者等の安全にも十分配慮し、無理な接近や危険な行動を求めない。

・出没抑止と予防の徹底

日常的な啓発、環境整備、誘引樹木管理、注意喚起等により、クマ等との不要な遭遇を未然に防ぐ。

・迅速な初動と正確な情報共有

出没情報の収集・確認・共有を迅速に行い、関係機関が同一情報に基づき行動できる体制を確保する。

・状況に応じた安全確保

市街地、学校、観光施設、イベント、職員の通常業務など、状況に応じた安全確保措置を講じる。

・職員の行動基準の明確化

初動対応・避難誘導・情報伝達等について、職員が迷わず行動できる基準を整備する。

・事後検証と継続的改善

対応後は関係機関で検証を行い、継続的に改善を進め、ガイドライン等へ反映させる。

クマ等の出没時対応マニュアル

本マニュアルは、クマ等の野生獣類の出没事案に対し、農山漁村振興課、各総合支所産業建設課、由利本荘警察署などの関係機関が連携して、迅速・的確に対応するための役割と手順を示し、情報の一元管理と円滑な意思決定により、市民の安全確保と被害防止を図るものである。

1. 初期対応（ステップ1）

（1）第1報の受理と初動対応

- **通　報　元**：市民、警察署、市職員等
- **対応部署**：農山漁村振興課・各総合支所産業建設課（以下、農山漁村振興課等）

対応手順

①通報内容を即時確認

- **場所**（できる限り具体的に）
- **時間**（目撃した日時）
- **状況**（鳥獣種類、体長、個体数、向かった方向や留まっているなどの行動）

※農山漁村振興課等以外の市職員が聞き取った場合も上記内容を記録し伝達する

②警察が迅速にパトロールできるよう、**確認後すぐに警察へ電話連絡**する。

（2）情報の集約・共有

- 農山漁村振興課等は、クマ等出没時対応**入力フォームに出没情報を入力する。**
- 入力された出没情報はメールにより農山漁村振興課職員及び各総合支所産業建設課職員へ送信され情報を共有する。
- 同時に**教育委員会学校教育課、市内各小中学校長、幼稚園、保育園等**へ送信される。

（3）市民への一括情報発信

- 農山漁村振興課は、入力フォームの情報を基に、 防災メールや SNS 等へ情報を入力し**市民への情報発信を行う。**

入力するシステム
①防災メールへの入力（メールと共に LINE へ発信される）
②Yahoo!防災情報への入力
③県ツキノワグマ等情報システム「クマダス」への入力

2. 市街地などにクマ等の出没が複数確認される場合（ステップ2）

（1）防災無線による周知

・ 市街地及び市街地周辺（以降 市街地等）においてクマ等の出没情報が複数確認される場合には初期対応に加え、防災無線により周辺市民への周知を行う。

※農山漁村振興課等は防災行政無線システムへの入力を行う

（2）周辺施設への緊急連絡

・ 対象施設：市公共施設、病院、福祉施設 等
・ 対応内容：農山漁村振興課等は電話等により周辺施設へ速やかに連絡し、注意喚起を行う。
・ また、農山漁村振興課等から市各部局に依頼があった場合は、関係する機関へ速やかに注意喚起の連絡を行う。

（3）現場周辺での警戒パトロール・広報活動

・ 農山漁村振興課等は、**現場付近を車両でパトロール**し、**広報活動（注意喚起）**を行う。
・ **職員の安全確保のための行動基準**
  - 必ず 2 名以上で行動する
    ・ ヘルメットを着用
    ・ クマスプレーを携行

（4）公共施設での安全確保措置

・ 市が管理する公共施設は、クマ等の出没状況に応じて別に定めるマニュアルにより施設管理者が対応を行う

（5）捕獲の検討

・ クマの出没状況が継続している場合、農山漁村振興課等は**実施隊（猟友会）と協議**を行い、**現地調査**及び**箱わな設置による捕獲の可否を検討**する。

3. 市街地等にクマ等が留まっている場合（ステップ3）

（1）道路管理者との協議（通行止め等）

・ 農山漁村振興課はクマ等が留まっている場合には、必要に応じ道路管理者と**通行止め・迂回路設定などの交通規制**を協議する。

（2）現場対策本部の設置判断・捕獲等の検討

・ 農山漁村振興課は**現場対策本部の設置を判断**する。
・ 対策本部設置後、状況に次の対策を検討する。

①追い払い
②緊急銃猟（麻酔銃）による捕獲
③緊急銃猟（装薬銃）による捕獲
④その他の捕獲（箱わな等）

・ 本部設置後の対応は「野生獣類の市街地等出没対応マニュアル」に基づき実施する。

○獣害対策本部が立ち上がっている場合の役割分担

部署名	主な役割
農山漁村振興課	国・県との協議、緊急銃猟対応の調整
危機管理課	防災無線の運用・統制、獣害対策本部会議に関すること
秘書広報課	報道機関対応、市民への広報（防災メール、SNS 等への対応）
市民課	市民への避難誘導対応
維持保全課	道路封鎖（国、県、市道）・交通規制の実施
各総合支所市民サービス課	地域住民への周知、現場支援

クマ出没時における職員対応マニュアル

本マニュアルは、クマ出没時における職員の安全確保と、迅速かつ適切な対応を図るため作成したものであり、職員には本マニュアルを理解し、日頃から危機意識を持って行動するよう求めるものである。

1. 基本原則：自身の安全確保を最優先とする

(1)目撃情報の収集と把握

・市消防・防災メール、市 LINE 公式アカウント、Yahoo!防災速報、県の「クマダス」などに登録し、最新情報を随時確認する。

・SharePoint に掲載されるクロノロジー等の内部情報も確認し、職員としての情報感度を高める。

(2)出退勤時の注意事項

・自宅周辺・通勤経路・職場周辺で目撃情報がある場合は、周囲の状況に十分注意する。

・徒歩通勤や駐車場からの移動時は、目撃地点に近づかないようルートを調整する。

・クマ鈴や音の出る物を携行し、自身の存在をクマに知らせる工夫を行う。

・可能であれば、暗い時間帯の移動を避ける。

2. クマに関する情報把握と職員間の共有

(1)情報収集

・市・県が発信する目撃情報に加え、獣害対策本部の資料やクロノロジーを確認し、状況の変化を把握する。

(2)職員間の情報共有

・目撃情報が頻発している時期は、課内・班内で積極的に情報交換し、危機意識を共有する。

・必要に応じて、朝礼での共有と注意喚起を行う。

(3)知識の習得

・市や県が主催する講演会・研修会に参加し、クマの生態・行動特性・事故防止策の習得に努める。

・特に「子グマを見かけた場合は近くに母グマがいる可能性が高い」など、危険性の高いケースを理解しておく。

3. クマを目撃したときの行動原則

(1)遠くにいるクマを目撃した場合

・落ち着いて静かにその場を離れる。

・大声を出したり、急な動きをしてクマを刺激しない。
・子グマを見ても近づかない（母グマが攻撃的になるため）。

（2）目撃情報の通報
・自身の安全を確保したうえで、速やかに警察等へ通報する。

【通報・対応フロー】

目撃 → 安全確保 → 警察通報 → 農山漁村振興課報告 → クロノロジーへ情報共有

通報先：由利本荘警察署 23－4111
農山漁村振興課 24－6357

・可能であれば、以下の情報を添えて通報する。

目撃場所（できるだけ具体的に）
目撃時刻
クマの大きさ、頭数
行動（歩行、採食、逃走方向など）

4. クマに間近で遭遇したときの行動原則

（1）ゆっくりと後退する
・クマの方を見ながら、ゆっくり距離をとる。
・背中を見せて走って逃げない（追跡本能を刺激するため）。

（2）避難または防御姿勢
・近くに建物や車があれば、速やかに避難する。
・避難場所がない場合は、電柱・塀などの遮蔽物を間に挟む。
・避難が不可能な場合は、防御姿勢（うつ伏せ・首を守る姿勢）をとり、致命傷を避ける。
・クマ撃退スプレー（以下「クマスプレー」という。）を所持している場合は、風向き・距離（3～5m）を確認し、最終手段として使用を検討する。

※クマスプレーや防御姿勢はあくまでも最終手段であり、クマと遭遇しないことが一番の安全策になる。クマと出会わない行動によって、クマとの事故を防ぐことを第一に考える。

5. 庁舎・施設敷地内での出没時対応

（1）庁舎及び市有施設の敷地内でクマが目撃された場合
・施設内へのクマの侵入を防ぐため、職員および施設管理者は速やかに自動ドアを手動に切り替え、出入口や窓を封鎖し、庁舎内放送や声かけ等により注意喚起を行う。

【庁内放送の例】

「ただいま、庁舎敷地内でクマの目撃情報がありました。来庁者の皆様と職員は直ちに屋外への移動を中止し、安全な場所で待機してください。職員は正面自動ドアを手動に切り替え、全ての出入口の封鎖と来庁者の保護にご協力をお願いします。クマを見かけても、決して近づかず、刺激しないようお願いいたします。」

・市民が避難してきた場合は、安全なところへ誘導する。
・職員は屋外への移動を控え、やむを得ず移動する場合は複数名で行動する。

(2)公園・緑地等の屋外施設でクマが目撃された場合

・施設の規模や周辺環境、市民の利用状況などを踏まえ、必要と判断される場合には、施設管理者は出入口を封鎖し、施設内への立ち入りを制限する。
・施設内への立ち入りの規制や解除の判断については、農山漁村振興課、クマの生態に知見を有する関係機関や関係団体等と協議のうえ、適切に対応する。
・立ち入り規制を実施する場合には、注意看板やバリケードの設置などにより、注意喚起と立ち入り防止策を講じるとともに、市ホームページや SNS 等を活用して周知を図る。
・公園やプール施設など不特定多数の市民が利用する施設の立ち入り制限や解除については、施設管理者が秘書広報課と協議の上、報道機関への投げ込みを行う。

6. 市民からの通報を受けた場合の対応

・目撃場所、時刻、頭数、クマの行動、警察への通報の有無などを聞き取り、農山漁村振興課へ速やかに共有する。
・市民には「クマに近づかない・刺激しない」ことを確実に伝える。

7. 現場作業時の注意事項

(1)作業時間帯の調整

・クマの活動が活発な早朝・夕方の作業は可能な範囲で避ける。
・季節(日没時間)に応じて作業時間を調整する。

(2)現場作業時の安全確保

・山林・見通しの悪い場所で作業する場合は、行き先・作業時間を課内で共有する。
・単独行動を避け、複数人で行動する。
・携帯電話や無線機を携行し、緊急時に連絡できる体制を確保する。
・クマ鈴や音の出る物を携行し、クマに自身の存在を知らせて鉢合わせを避ける。
・周辺で目撃情報がある場合は、作業の延期や場所変更を検討する。
・食べ物や匂いの強い物を現場に放置しない(誘引防止)。

(3)クマスプレーの取扱

・携行を許可する職員を明確にする(例:現場作業に従事する職員等)。
・職場内で保管場所と保管方法を決め、高温や誤噴射の危険を避ける。
・使用は「至近距離で逃げ場がない場合」に限定する。
・取扱説明書に沿った使用と廃棄を徹底する。
・噴射成分が付着した場合の応急処置を理解しておく。
・使用後は必ず上司等へ報告し、記録を残す。

学校におけるクマ出没時対応マニュアル

本マニュアルは、クマが出没したとの通報があった場合、児童生徒への被害発生を防止するため、出没状況に応じた教育委員会と学校の対応方法や各機関の役割等を定めるものである。

1. 定　義

本マニュアルにおける「監視警戒レベル」「緊急出動レベル」は、以下に示すものとする。

(1)監視警戒レベル

学区内に出没した後、山中へ移動したが、近くに潜んでいる可能性がある場合。

(2)緊急出動レベル

人身被害が発生した場合、または学区内へ出没し、人身被害発生の危険性が高い場合。具体的な例としては以下の場合を参照。

【参　考】
－「有害鳥獣捕獲要領」内「口頭許可の必要性の検討」より抜粋－
①死亡事故、人身事故が発生した場合
※ただし、奥山においては、襲われた状況等を調査のうえ、引き続き被害が発生するおそれがある場合に捕獲の判断をする。
②クマが積極的に人に向かってくるなど、加害性が認められる場合
③市街地、集落内等に出没した場合
・人が現に在宅する住居敷地内や家畜のいる畜舎の内部に侵入した場合
・人里において人畜に被害を与えた個体が、なお集落周辺を遊動している場合
・住居に隣接する物置小屋等に侵入し、備蓄している食物等をあさる行動を行った場合
・誘引物の除去・管理強化、侵入防止柵の設置などを講じても、なお住居や家畜小屋の敷地に侵入した場合
・通学路を横断した場合又は通学路に隣接する地域に出没した場合
・学校、病院等の人が滞在し、若しくは活動している施設等又はその敷地内に侵入した場合

2. 児童生徒の対策

教育委員会と学校は連携して、クマを寄せ付けないための対策と、クマに遭遇した際の対処法について児童生徒に指導する。

(1)クマを寄せ付けないための対策

・登下校、校外活動等において音の出る物を携行する。
…クマ避け鈴、自転車のベルなど
・複数人で行動する。
・クマの足跡など近くにいると思われる痕跡を見つけたら、すぐにその場を離れる。

(2)クマに遭遇した際の対処法

・ゆっくりと後ずさりして離れる。決して背中を見せて走って逃げないこと。
・カバンなどの持ち物を置いて、それにクマが気を取られている間に逃げる。

・「子ども 110 番の家」や商店、公共施設等に逃げ込み保護してもらう。
・大声で叫んだり、石や棒などを投げつけたりしない。
・クマが攻撃してきたら、両手で顔や頭をカバーして防御する。

3. 学校、見守り、巡回する者の対策

教育委員会と学校は連携して、以下の対策を講じる。

・学校は、敷地内等にクマが侵入し、児童生徒や職員に危害が加わる危険性が高いときには「クマスプレー」等を使用する。また、屋外での活動や、クマと遭遇する可能性のある校外での活動に出かける際は、「クマスプレー」等を携帯する。学校全体による屋外行事などで、安全確保のためスプレー等を携帯する職員の配置を増やす必要があり、学校にあるもので不足する場合は、学校教育課や由利地域振興局から借用して携帯する。
・児童生徒の通学の見守りや巡回を行う者については、監視警戒レベル、緊急出動レベル時においては、必ずクマ避け鈴、携帯ラジオ、クマスプレー、ヘルメット等を装備し、複数人で実施することとする。
・学校の管理職にある教職員は、市の「消防・防災メール」を登録し、クマ出没情報を把握し、迅速に対応する。

4. 学区内に出没した場合（監視警戒レベル）

（1）教育委員会（学校教育課）

・情報提供元（警察、市長部局、通報者等）より以下の事項について確認し、学校へ連絡する。

【確認事項】 □出没日時 □クマ出没の状況・場所 □警察、市長部局の対応状況（通行制限、立ち入り禁止区域の設定など）

・通報者より直接教育委員会に情報が提供された場合は、市長部局、警察への通報の有無について確認。通報していない場合は、通報者の氏名・連絡先を聴取し、情報を警察、市長部局に提供する。

（2）小中学校

・提供された情報について保護者に緊急メール等で周知する。
・必要に応じて、児童生徒へ登下校時のクマ避け鈴の着用、複数人での登下校について指導する。
・必要に応じて、保護者へ送迎や見守り等を依頼する。
・通学路の見守り者がいる学校については、当該者へ連絡する。
・通報者より直接小中学校に情報が提供された場合は、警察、市長部局への通報の有無について確認。通報していない場合は、通報者の氏名・連絡先を聴取し、情報を警察、教育委員会に提供する。
・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

5. 学区内に出没した場合（緊急出動レベル）

（1）登校前に出没したとき

〇教育委員会（学校教育課）

・関係小中学校に速やかに連絡し、保護者、見守り隊への緊急連絡を依頼する。

・警察へ通学路のパトロール強化を依頼する。

〇小中学校

・保護者へ緊急メール等で情報提供。保護者の送迎や家庭での待機等を依頼する。

・通学路の見守り者がいる学校については、当該者へ連絡する。

・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

（2）登校中に出没したとき

〇教育委員会（学校教育課）

・教育委員会関係職員の緊急招集を行い、市長部局、警察、学校との情報共有と対応協議をはかる。

・関係小中学校に速やかに連絡し、保護者、見守り隊への緊急連絡を依頼する。

・警察へ通学路のパトロール強化を依頼する。

〇小中学校

・学校職員の緊急招集を行い、警察、教育委員会との情報共有と対応を協議する。

・児童生徒の登校状況、通学路の安全について確認する。

・保護者へ緊急メール等で情報提供。児童生徒の安全確認や家庭での待機等を依頼する。

・通学路の見守り者がいる学校については、当該者へ連絡する。

・職員による巡回が必要である場合、学校に備えられているクマスプレー等を装備し、自身の安全確保をはかりながら複数人単位で行う。

・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

（3）在校時に出没したとき

〇教育委員会（学校教育課）

・「（2）登校中に出没したとき」と同様の対応を行う。

・保護者迎えの際の安全確保について、警察に依頼する。

〇小中学校

・児童生徒の所在確認を行い、安全確保を行う。

・屋外での活動を直ちに中止し、屋内への避難及び待機を指示する。屋内に全員が避難したことを確認した後、玄関、窓等をすべて施錠する。

・児童生徒へ屋外に出ないように指示、下校時の注意事項、下校方法について指導する。

・通学路の見守り者がいる学校については、当該者へ連絡する。

・保護者へ緊急情報メール等により、出没情報、学校の対応状況など正確な情報伝達を行い、保護者の迎えを要請する。

・児童生徒の保護者への受け渡しについて確認する。

・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

（4）下校時に出没したとき

〇教育委員会（学校教育課）

・「（2）登校中に出没したとき」と同様の対応を行う。

〇小中学校

・「（2）登校中に出没したとき」と同様の対応を行う。
・児童生徒の下校、在校状況を確認。下校中の児童生徒がいる場合、巡回によりただちに安全確認を行う。必要に応じてクマ避け鈴を鳴らしながら学校に戻るよう指示する。
・下校前の児童生徒が学校にいる場合、待機を指示する。
・通学路の見守り者がいる学校については、直ちに当該者へ連絡する。
・保護者へ緊急情報メール等により、迎えを依頼する。
・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

（5）継続対応

学校のクマ出没対応策の継続期間については教育委員会と学校が協議の上決定する。継続期間については一週間程度とするが、警察、市長部局等関係機関からの情報を基にして決定する。

〇教育委員会（学校教育課）

・警察、市長部局と情報を共有し、翌日の登校対応について確認する。
・保護者の送迎を依頼する場合、警察に送迎時のパトロールを依頼する。

〇小中学校

・警察、教育委員会と情報共有をはかり、翌日の登校対応について協議する。
・翌日の登校方法、注意事項について、保護者に緊急メール等で連絡する。
・児童生徒に休日等、校外での過ごし方について指導する。
・不安を訴える児童生徒がいた場合、養護教諭やスクールカウンセラーなどによる心のケアを行う。
・同学区内の小、中学校で対応状況を共有する。

イベント等開催時の対応ガイドライン

本ガイドラインは、野外イベント等の開催にあたり、野生動物（クマ等）による人身被害の未然防止および発生時の迅速な避難・誘導体制を確立し、来場者、関係者および地域住民の安全を確保するものである。

1. イベント開催可否の判断基準

（1）判断の主体と時期

- **判断主体：** イベント等の開催可否は、事務局（市または実行委員会等）が、警察・消防・市の担当部局等の関係機関と協議の上で最終決定を行う。
  現場の統括責任者にあたる者は安全確保を最優先とし、必要に応じて即時に中断・避難誘導を実施する。
- **判断時期：**
  - **事前判断：** 開催前日の午後5時までに行う。
  - **当日判断：** 開催当日の午前8時までに行う。
  - **途中判断：** 開催当日の午前8時以降は、開催中であっても、状況の変化により継続が困難と判断した場合は、即時に中断・中止を決定する。

（2）中止・中断の判断基準

野生動物（クマ等）の出没：以下のいずれかに該当する場合、イベントの中止または中断を決定する。

- **開催前：** 会場周辺（概ね1km 圏内）において、前日から当日にかけて目撃情報や痕跡が確認され、市や警察から注意喚起または自粛要請があった場合。
- **開催中：** 会場敷地内または隣接地にクマが侵入した、あるいは至近距離での目撃情報があり、参加者及びスタッフの安全確保が物理的に困難と判断される場合。

（3）開催可否の決定フロー

1. **情報収集：**警察、市担当（農山漁村振興課・危機管理課等）からの最新情報を収集。
2. **専門機関協議：** 状況に応じ、地元猟友会や<u>警察</u>等の専門的知見を持つ機関へ意見聴取を行う。
3. **協議・決定：** 担当部局長および関係職員との協議を経て決定。
4. **周知連絡：** 決定後直ちに、イベント及び市公式ウェブサイトや SNS、現地掲示等により関係者および来場者へ周知する。

（4）記録の保持

判断の根拠となった情報源（市担当からの情報、専門家の意見等）および決定に至る過程は、後日の検証に備え、書面またはデータにて記録・保存するものとする。

2. 現場における意思決定権限と担当者の保護

（1） 現場最高責任者への権限委任（判断遅延の防止）

- イベントの開催中において、会場内または周辺でクマの目撃情報、あるいは鮮度の高い痕跡（足跡・糞等）が確認された場合、**「現場統括責任者（※大会長や現地事務局長など、あらかじめ指定した者）」が安全確保のための最終判断者**となる。
- 現場統括責任者は、上位役職者や市役所本庁等への**確認・指示待ちによる判断の遅延を一切排し**、自らの裁量によって即時に「イベントの中断」「来場者の避難誘導」「イベントの中止」を決定・指示しなければならない。

（2） 人命最優先の原則と担当者の保護（空振りの容認）

- クマの出没状況は流動的であり、一瞬の躊躇が重大な人身被害につながる恐れがある。そのため、開催可否および中断の判断にあたっては「人命最優先」を絶対の原則とする。
- 安全確保において少しでも疑義がある場合、または「空振り（結果的にクマが襲来しなかった、あるいは誤認だった）」になる可能性があっても、**「中止・中断の判断」を最優先して下すものとする。**
- 現場統括責任者が下した判断に対し、結果の如何にかかわらず、組織および市は「経済的損失」や「過剰対応」といった理由で当該責任者の責任を追及してはならない。迅速な避難措置に努めた責任者の行動は、組織として全面的に保護・支持される。

3. 事前準備・予防措置

イベント開催の計画段階から、以下の対策を講じるものとします。

情報収集の徹底	開催１ヶ月前から前日にかけて、会場周辺の出没情報（市・県公表データ、目撃情報等）を継続的に確認する。危険性が高い場合は中止や延期、会場変更を検討する。
事前の下見・環境の整備	会場周辺のヤブなどの草刈りを実施し、見通しを確保する。（緩衝帯の形成）。糞や足跡などの痕跡がないか確認する。
注意喚起	会場入り口や受付に設置する「クマ出没注意」の看板を準備するとともに、スタッフへの対応を周知する。
携行品準備	誘導員や屋外スタッフ・参加者がクマ鈴や電子ホイッスル、ラジオ等の音が出るものを、携帯すると共に、危険個所付近での活動に備え、クマスプレーを準備する。
誘引物の管理	会場内のゴミ箱は蓋付きを使用するか、または設置せず「持ち帰り」を徹底する。 飲食ブースの生ゴミは放置せず、都度回収し、頑丈な容器や屋内へ保管する。
避難場所の確保	事前に参加者が避難できる堅牢な建物等を確認すると共に、駐車場等（自家用車）の場所をスタッフ、誘導員等に周知する。

誘導ルート確認	事前に想定した避難場所へのルートをスタッフ等に周知する。
連絡体制の整備	市担当(農山漁村振興課)、警察署、猟友会等の緊急連絡先を明記した「緊急連絡網」を作成し、全スタッフで共有する。
参加者への周知	申し込み時や当日受付で、クマ出没注意エリアであることと対策を伝える。

またイベント・催事としてクマ目撃・出没時の対応について、開催要項やパンフレット、イベント及び市公式ウェブサイトへ中止・変更も含め明確に記載し、参加者への周知を図ることとします。

(1) 開催要項へイベントの中止・変更に関する規定を包括的に盛り込んだ記載例

中止の判断基準や免責事項を包括的・具体的に入れ込んだ形式

【イベントの中止・変更に関する規定】

1. 中止の判断基準

降雨、強風、落雷、地震等の気象条件・自然災害に加え、**会場周辺における野生動物(クマ等)の出没状況**により、安全な運営が困難であると主催者が判断した場合は、イベントの中止または内容の変更(コース短縮、時間の繰り上げ等)を行います。

2. 野生動物出没時の判断基準

具体的には、以下の場合に行政、警察署および猟友会等の専門機関と協議の上、中止を決定いたします。

- 会場周辺(概ね 1km 圏内)において、開催直前または当日に目撃・形跡の情報があり、市や警察より注意喚起や自粛要請がなされた場合。
- 開催中に会場内への侵入、または至近距離での目撃があった場合。

3. 免責事項

野生動物出没や悪天候などの不可抗力によりイベントを中止・変更した場合、参加費等の返金はいたしかねます。また、これに伴う交通費、宿泊費、その他の費用についても主催者は一切の責任を負いません。

4. 中止の告知方法

（2）イベントの開催要項やパンフレット、公式ウェブサイトなどに掲載する「事前周知文」例

パターン 1:【開催要項・規約用】（正確かつ実務的に）

実施体制の一部として、明確にルールを規定する場合

> **■ クマ被害防止対策へのご協力について**
>
> 本イベントは自然豊かな環境で開催されるため、来場者の安全を第一に考え、以下の対策を実施いたします。
>
> 1. **ゴミの持ち帰り徹底：** クマの誘引を防ぐため、食べ残しや容器等のゴミは必ず各自でお持ち帰りください。会場内にゴミ箱の設置はございません。
> 2. **音による対策：** 運営側で定期的な音響放送や巡回を行いますが、各自においてもクマ鈴の携行など、対策を推奨いたします。
> 3. **出没時の対応：** 近隣でクマの出没が確認された場合、主催者の判断により内容の変更または中止を決定することがあります。その際はスタッフの誘導に従い、速やかに避難してください。

パターン 2:【パンフレット・HP 用】（親しみやすく協力的に）

一般の来場者に向けて、マナーの一環として周知する場合

> **■ 自然と共生するために ～来場者の皆様へのお願い～**
>
> 会場周辺は豊かな自然に囲まれており、野生動物（ツキノワグマ等）の生息域でもあります。安全にイベントをお楽しみいただくため、以下の「マナー」を守ってご参加ください。
>
> - **食べ物を放置しない：** わずかな食べこぼしや飲み残しも、野生動物を引き寄せる原因となります。
> - **情報を確認する：** 会場内に設置された掲示板やアナウンスで、最新の出没情報にご注意ください。
> - **もし見かけたら：** 決して近づかず、落ち着いてスタッフまでお知らせください。
>
> **■ 万が一、クマを目撃した場合のお願い**
>
> 決して近づかず、大声を出さずに、スタッフの指示に従って静かに建物や車内へ避難してください。
>
> - **「写真を撮る」「動画を撮影する」行為は、クマを刺激し大変危険ですので絶対に止めてください。** 皆様の安全な非難が遅れる原因にもなります。

パターン３:【募集案内の注意事項】（短文・箇条書き）
ポスターやチラシの隅、申し込みフォームの注意事項など、スペースが限られている場合

【安全対策・クマ対策に関する注意事項】

- 本イベントは、市の「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に準じて運営されます。
- 生ゴミ等の誘引物は放置せず、必ずお持ち帰りください。
- 野生動物の出没状況により、イベントを急遽中止とする場合があります。
- 万が一遭遇した際は、スタッフの指示に従い冷静に行動してください。

（3）開催要項の「免責事項」や「開催の中止・変更」の項目に記載する、具体的な記載例

パターン１:【包括的・標準的】（公的なイベントや一般的な催事）
自然災害と並列して、野生動物のリスクを明確に位置付ける形式

■ 開催の中止および変更について

1. 天災地変（地震、風水害等）のほか、会場周辺における**野生動物（クマ等）の出没状況**により、来場者の安全確保が困難と主催者が判断した場合は、イベントを中止または内容を一部変更することがあります。
2. 前項の理由により開催前、または開催途中に中止を決定した場合、参加費等の返金はいたしません。また、これに伴う交通費や宿泊費等の補償も行いませんので、あらかじめご了承ください。

パターン２:【具体的・段階的】（スポーツ大会や登山、長時間イベント）
「どの時点で中止になるか」という判断基準をあらかじめ示し、透明性を高める形式

■ 中止基準のガイドライン

以下の状況が発生した場合は、原則としてイベントを中止、または中断いたします。

- **開催前：** 会場およびその周辺（概ね1km 圏内）において、開催前日から当日にかけてクマの目撃情報があり、市または警察から注意喚起や活動自粛の要請があった場合。
- **開催中：** 会場敷地内への侵入、または至近距離での目撃情報があり、安全な運営の継続が困難と判断された場合。

※ 中止の決定については、イベント及び市公式ウェブサイトおよび会場内アナウンスにて速やかにお知らせいたします。

パターン３：【簡潔・注意書き型】（チラシやポスターの備考欄）
限られたスペースに記載する場合

【注意事項】
- 悪天候や**野生動物の出没**等の不可抗力に対する安全管理上の理由により、主催者の判断で急遽イベントを中止・変更する場合がございます。
- 不可抗力による中止の場合、旅費等の補償は致しかねますのでご了承ください。

４. 開催当日の運用

- **巡回・監視:** 開場前に会場周辺の痕跡（足跡、糞、食害跡）の有無を確認する。イベント中も車両による会場周辺の巡回および監視を行い、安全確保に努める。
- **見通しの悪い場所:** 笹薮など見通しのきかない場所には近づかない。
- **音・光による警告:** 会場内での BGM 放送や、スタッフによるラジオ・クマ鈴の携行により、人の存在を周囲に知らしめる。会場や走路周辺の状況にあわせて、音響機器・車両のクラクション等による周辺に潜んでいる可能性のあるクマの追い払い措置を実施する。なお、追い払い作業にあたっては、林野火災防止の観点から火薬類（ロケット花火や爆竹など）の使用は控えることとし、サイレンや車両のクラクション等の『音響による対策』を優先すること。ただし、やむを得ず火薬類を使用する場合は、以下の厳格な安全基準を遵守すること。

１. 気象条件の確認（絶対条件）：
当日、「林野火災注意報」または「林野火災警報」が発令されている場合は、火気の使用を全面的に禁止する。

２. 使用場所の制限：
火薬類は必ずグラウンド中央などの「開けた場所」から、周囲の可燃物（乾燥した草むら、落ち葉、森林）に向かって飛ばないよう、角度や方向に細心の注意を払って使用すること。ロケット花火は飛距離が長く、着弾地点をコントロールできないため、山林では使用しないこと。

３. 事後の安全確認：
使用後は必ず着火場所および落下点周辺に火種が残っていないか、複数人で目視確認（消火確認）を行うこと。

４. 消火資材の常備：
追い払い作業を行うスタッフは、必ず水を入れたバケツ、消火器、または背負式消火水のう等を現場に持参した上で作業を行うこと。

- **痕跡（足跡・糞）の有無チェック：** 早朝巡回時に、グラウンドの出入り口や周辺のやぶ付近に新しい足跡や糞がないかを目視で確認する。異常を発見した場合は、直ちにスポーツ振興課および市担当（農山漁村振興課等）へ報告する体制を敷く。

- **スタッフ・誘導員:** クマ鈴や電子ホイッスル等を携行し、適時鳴らして警戒する。建物から離れた場所で業務に携わる場合には、避難可能な場所もしくは駐車場（自家用車）を確認しておく。危険個所付近で活動する場合には、クマスプレーを配備する。
- **注意喚起:** 会場入り口や受付に「クマ出没注意」の看板を設置し、来場者へゴミの管理や目撃時の報告を周知する。
- **単独行動の禁止:** スタッフ、参加者ともに原則として複数人で行動する。

5. クマを目撃・出没・遭遇した時の対応

状況に応じて、以下の段階的措置をとる。

警戒レベル	状況	対応アクション
レベル 1 （警戒）	近隣（概ね 1km 以内）での目撃情報	注意喚起の放送、周辺巡回の強化。
レベル 2 （接近）	**会場至近での目撃、 または痕跡の発見**	**イベントの一時中断。 来場者を屋内または安全な場所へ誘導。**
レベル 3 （侵入）	会場内への侵入、 または至近距離での遭遇	**イベントの中止。** 緊急避難放送、警察・自治体への即時通報。

6. 避難誘導の原則

- **冷静な誘導:** 大声を出すとクマを刺激する恐れがあるため、マイク放送や拡声器を用い、落ち着いて避難を促す。
- **避難場所の確保:** 事前に指定した堅牢な建物、または自家用車内への避難を誘導する。
- **近距離で遭遇した時の行動:** 背中を見せて走らない。
  - 慌てて走って逃げず、クマから目を離さず、ゆっくり後退する。
  - 万一の突進に備え、うつ伏せになり首をガードする姿勢をスタッフに周知しておく。
- **突進された場合:** クマスプレーをクマの顔面に向けて使用する。
- **襲われた場合:** 地面に伏せ、両手で首の後ろをガードし、腹・首・顔面を守る。リュックがある場合は背負ったままにする。
- **避難・報告:** 安全な場所に退避後、直ちに警察や自治体に通報する。

7. 避難誘導時の禁止事項：写真・動画撮影の厳禁

- クマを目撃した際、**スマートフォン等での写真・動画撮影、および SNS へのリアルタイム投稿のための接近は絶対に禁止**とする。
- 撮影行為はクマを刺激して突進を誘発するほか、周囲の避難者の歩行を妨げ、ドミノ倒しなどの二次災害を引き起こす原因となる。
- 誘導スタッフは、スマートフォンの画面を見ながら避難している来場者に対し、「撮影を止め、画面を見ずに速やかに避難してください」と強い口調で注意・誘導を行うこと。

8. 事後対応

- **安全確認:** クマが完全に立ち去り、関係当局が安全を確認するまで閉鎖を継続する。

- **報告:** 発生状況、対応の経緯、被害の有無を速やかに自治体へ報告し、必要に応じてプレスリリース等で公表する。

9. 市主催以外のイベント・スポーツ大会等への対応

（1） 基本方針

　市主催以外の大会（民間、市外団体、部活動、各種連盟等）であっても、市内の公共施設（グラウンド、体育館等）を使用し、不特定多数の来場者が集まる場合は、市は「施設管理者」および「地域安全の責務を負う行政」として、主催者と密に連携し、必要な情報提供および安全対策の指導を行うものとする。

　特に市外の主催者や遠方からの来場者は、市内の最新のクマ出没状況や地理的リスクを把握していない可能性が高いため、事前の「情報共有」と当日の「予防措置」を義務または推奨事項として明文化する。

（2） 具体的施策とガイドラインへの掲載内容

① 開催前の把握と「事前情報提供」体制の確立

　市が開催を把握している（または施設の利用申請があった）大会に対し、事務的なプロセスとして以下のステップを組み込みます。

- **利用申請時のリスク告知（義務化）**

　スポーツ振興課や施設管理窓口において、施設の利用申請（予約）があった段階で、現在の市内のクマ出没状況を記した「出没マップ」や「注意喚起チラシ（PDF データ等）」を主催者へ必ず交付する。

- **主催者から参加者への事前周知の要請**

　主催者（特に市外団体）に対し、参加者や保護者へ配布する「開催要項」「案内通知」の中に、市が提供するクマ対策マニュアルや注意事項の文言を転載・同封するよう指導・要請する。

② 施設管理者として行う「当日朝の予防措置」

　市の主催ではなくとも、施設の管理権限は市（または指定管理者）にあります。当日の競技開始前に、物理的な安全マージンを確保するための実務を規定します。

● **早朝の「音・光」による追い払い作業の実施**

早朝（例：午前５時～7 時など、クマの活動時間帯かつ大会関係者が集まる前）に、施設管理者、または管理委託スタッフが会場周辺の巡回を行い、必要に応じて音響機器・車両のクラクション等による周辺に潜んでいる可能性のあるクマの追い払い措置を実施する。

なお、追い払い作業にあたっては、林野火災防止の観点から火薬類（ロケット花火や爆竹など）の使用は控えることとし、サイレンや車両のクラクション等の『音響による対策』を優先すること。ただし、やむを得ず火薬類を使用する場合は、以下の厳格な安全基準を遵守すること。

5. 気象条件の確認（絶対条件）：

当日、「林野火災注意報」または「林野火災警報」が発令されている場合は、火気の使用を全面的に禁止する。

1. 使用場所の制限：

火薬類は必ずグラウンド中央などの「開けた場所」から、周囲の可燃物（乾燥した草むら、落ち葉、森林）に向かって飛ばないよう、角度や方向に細心の注意を払って使用すること。

ロケット花火は飛距離が長く、着弾地点をコントロールできないため、山林では使用しないこと。

2. 事後の安全確認：

使用後は必ず着火場所および落下点周辺に火種が残っていないか、複数人で目視確認（消火確認）を行うこと。

3. 消火資材の常備：

追い払い作業を行うスタッフは、必ず水を入れたバケツ、消火器、または背負式消火水のう等を現場に持参した上で作業を行うこと。

● **痕跡（足跡・糞）の有無チェック**

早朝巡回時に、グラウンドの出入り口や周辺のやぶ付近に新しい足跡や糞がないかを目視で確認する。異常を発見した場合は、直ちにスポーツ振興課および担当課（農山漁村振興課等）へ報告する体制を敷く。

③ 大会当日の会場における「視覚的・聴覚的」注意喚起

会場に到着した参加者や保護者が、過度に恐れることなく「ここはクマの生息地である」という適度な緊張感を持てるよう、施設側で環境を整えます。

● **注意喚起看板の常設・臨時設置**

会場の受付、駐車場からグラウンドへの動線、トイレの入り口など、必ず目に入る場所に「クマ出没注意」の看板やポスターを設置する。

- 施設内放送の活用（テンプレートの用意）

施設の放送設備を使い、大会の合間や開会式前に「生ゴミは絶対に放置せず持ち帰ること」「周辺のやぶに近づかないこと」を促すアナウンスを定期的に流すよう、主催者に放送原稿（テンプレート）を提供・推奨する。

④ 中止・中断判断のサポート体制

市外の主催者は、当日に「目撃情報」が出ても、どの程度の危機感を持って大会を止めるべきか（あるいは継続すべきか）判断に迷います。

- 緊急連絡窓口（ホットライン）の明示

休日であっても、当日会場にいる施設管理人や、市の宿直・担当課と即座につながる連絡先を主催者へ書面で渡しておく。

- 市からの「中止勧告」基準の設定

万が一、大会中に会場周辺で出没があった場合、最終的な判断は主催者に委ねるものの、施設管理者（市）側から「安全確保のため、施設の使用停止（＝大会の中止・中断）を求めることができる」旨の条項をガイドラインおよび利用規約に盛り込んでおく。